科学研究費助成事業

立ち つめ 午 口咀左 6 H -

研究成果報告書

半成 2 8 年 6 月 5 日現在
機関番号: 24403
研究種目:基盤研究(C)(一般)
研究期間: 2013 ~ 2015
課題番号: 25380750
研究課題名(和文)婦人保護施設の支援における「ケアとコントロール」機能と 支援者の倫理的ジレンマ
研究課題名(英文)Various aspects of "care and the control" practiced by the social work in the women protective institution
研究代表者
児島 亜紀子(Kojima, Akiko)
大阪府立大学・人間社会学部・教授
研究者番号:4 0 2 9 8 4 0 1

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文):現在婦人保護施設で行われている支援は、かつてのように入所者のコントロールを意識した ものから、ケア、すなわちいかに入所者のニーズに応えるかということを中核に据えたものへと変容している。しかし ながら、婦人保護施設固有の支援対象ともいうべき、セクシュアリティにかんする生活問題を抱える利用者/入所者は 依然として多く、DVの背景に性暴力の問題が見られたり、知的障害をもしませんが売春させらいころにに至ったりという たことは珍しくない。特に知的障害者に対する支援のなかにケアとコントロールが共存していることが明らかになった o

研究成果の概要(英文):The current social work practiced in the women protective institution changed greatly in comparison with social work before a DV prevention law was enforced. In the past, workers managed the life of women who lived in an institution strictly. Current workers always think about ways to meet the needs of women who are in the institution. And there are women having a trouble about their sexuality a lot in the same way as old days. Particularly, women with the learning disability may be made to do sex industry by force. When workers take care of women with the learning disability, workers often control her with care.

研究分野: 社会福祉学

キーワード: 婦人保護施設 ジェンダー ケア コントロール ソーシャルワーク 知的障害者 性風俗 売春



E

1.研究開始当初の背景

売春防止法、DV 防止法、人身取引対策行動 計画を根拠とする婦人保護施設は、社会福祉 事業のうちでも対象を女性に特化して保護 と支援を実施するところにその特色がある。 売春防止法施行当初とは、女性を取りまく社 会状況も世間の女性観も変化しているにも かかわらず、売春のおそれのある女性をジェ ンダー規範からの逸脱者と見なし、彼女らを ジェンダー秩序のうちに位置づけ直すとい う「保護」と「更生」の枠組は、こんにちも なお婦人保護施設の支援の底流に横たわっ ているものと思われる。2001年に施行された DV 防止法によって、婦人保護施設が被害者を 保護する公的シェルターとして位置づけら れて以来、婦人保護施設は世間一般からも 「DV 被害者支援の砦」として認知されるよう になった。このことにより、婦人保護施設の 役割である「保護」と「更生」は、支援の後 景に退いたかのように思われがちである。確 かに、現在、入所者全体に占める売春関連事 由の割合は決して多くない。しかしながら、 緊急一時保護で入所した DV 被害者に「よき 母親」であることを要請するなど、入所者を ジェンダー秩序の中に繰り入れていこうと する支援は、依然として行われている。ここ からもわかるように、ソーシャルワーク実践 におけるいわゆる「コントロール」機能は、 婦人保護施設における支援全体に、現在も何 らかのかたちで影響を及ぼしているのでは ないか。ソーシャルワークにおけるコントロ ールとは、社会の利益にも沿うよう、クライ エントを援助することである。婦人保護施設 においては、ジェンダー規範から逸脱した者 を規範に沿うよう 主体化 するという支援 の方向性が、コントロールを体現するものと なる。入所女性たちに対するこのようなコン トロールは、昨今の女性福祉の理念に沿った、 差別される者としての「女性のニーズに応え る」支援すなわち「ケア」との間に、何らか の矛盾や軋轢を生んでいることが考えられ る。DV や売春以外の事由、すなわち借金苦、 暴力被害、精神障害など、多彩な理由で入所 してくる女性たちへの有効な支援を考える にあたり、かかるケアとコントロールの緊張 関係を明らかにし、その背景にあるジェンダ ー規範の問題を視野に入れることは重要と 思われる。

2.研究の目的

本研究の目的は、婦人保護施設におけるソ ーシャルワーク実践に着目し、入所者への 「ケア」(入所者のニーズに応えること)と 「コントロール」(社会の利益を勘案し、社 会の利益にも適うように支援すること)がど のように行われているか、その際支援者は 「ケア」と「コントロール」を行うことによ る倫理的ジレンマにどのように対処してい るのかを、支援者に対するインタビュー調査 によって明らかにしようとするものである。 3.研究の方法

「ケアとコントロール」に伴うソーシャル ワーカーのジレンマを論じた最新の研究、上 記のような実践現場での研修資料を渉猟す るとともに、これらを整理し、「ケアとコン トロール」を捉える際の基本的な枠組を設定 する。そののち、都市部の婦人保護施設の支 援者(職員)6名に対して、半構造化インタビ ューを実施する。職員の行っているケアとコ ントロールの実態、職員の支援観、女性観、 支援におけるジレンマを中心に聞き取り、そ の結果を質的に分析する。

4.研究成果

ソーシャルワークは、ケアとコントロール が共存する世界のなかで展開される(伊藤 2015:316)。コントロールとは、伊藤が指摘 するように、クライエントを既存の社会秩序 に再定置し社会の安定を確保するための試 みであると同時に、社会の多数派が欲し、支 持する要請内容を社会福祉サービスの提供 を通してクライエントに内面化させていく 過程でもある。かような前提に立ち、以下に 掲げる6点にかんする支援者の応答の語りを もとに、実践におけるケアとコントロールに ついて考察を試みる。その6点とは、 施設 での支援において、支援者たちは施設理念としての「保護」と「更生」をどのように捉え 特に「更生」にむけての支援 ているのか、 におけるコントロールは、具体的にどのよう に実践されているのか、 性的逸脱者ではな く、被害者 / 弱者としての女性にむけた支援 と、上記のような「更生」にむけた支援との 間に、支援者は齟齬やジレンマを感じている 生じた齟齬やジレンマに対し、支援者 か. はどのように対処し、あるいは解決しようと 取り組んでいるか、 支援者はジェンダー規 範にどの程度自覚的か、 どのような利用者 観、女性観を持って支援にあたっているのか、 である。

4-1 コントロールの変容

前述したおよびを問うた筆者に対し、 支援者の語りはぎこちなく、もはや「保護」 はともかく、「更生」という概念自体にピン とこない支援者が少なくないことに驚かさ れた。婦人保護施設における「保護更生」に 根ざした支援、およびそれを具体化したコン トロールは、2001 年の DV 防止法の前と後 とで、大きくその様態を変化させていること が明らかになった。少なくとも聞き取りをし た施設ではその傾向が顕著であった。当時を 知る支援者によれば、DV 防止法施行以前の 婦人保護施設は、「売春防止法に根拠づけら れた施設」であるという色彩を強く帯び、そ こには、入所する女性を一般女性とは違う 「特殊な」女性と見る風潮が残っていたとい う。当時は生活面での管理が厳しく、居室は 相部屋で、毎晩点呼があり、職員を「先生」

と呼ばせるなど、統制的な側面が強く見られ た。「無断外泊イコール何かがあったってい う(ように見られる)…だから、性病検査を してきなさいみたいな、ひどい時代だった」 (支援員、入職 19 年目)という語りからう かがえるように、入所者の人権に充分に配慮 しているとはいいがたい処遇もあったと思 われる。しかしながら、DV 防止法が施行され、 これまでとは異なるタイプの利用者が入所 するようになって、職員のなかにも「ひとり の独立した大人の女性を支援する」という意 識が芽生え、「利用者の自己決定」を最大限 尊重するという機運が高まっていったとい う。「入所者が変わってきたら、やっぱりそ の、権利の主張とか。(中略)やっぱり利用 者の言い分もそりゃそうよねってことにな った、で、どんどん変わってきた」(前述と 同じ支援員)。こうした支援者の語りから、 DV 防止法が新たな根拠法となるにつれて、婦 人保護施設の性格が変容していったことが 浮かび上がってきた。

4-2 「更生」からケアへ

したがって、現在婦人保護施設で行われて いる支援は、「更生」を意識したものという より、ケア、すなわちいかに入所者本人の二 ーズに沿うかということを中核に据えたも のになっている。このことは、この間 DV で 一時保護される利用者が増加し、反面いわゆ る売春事案で措置される入所者が激減した ことともかかわっていよう。したがって、当 初予定した質問の を、「婦人保護施設固 有の支援にはどのようなものがあるか」「そ の場合の支援の課題は何か」という問いに変 更し、婦人保護事業自体の変質に対応した聞 き取りをすることにした。その結果、婦人保 護施設固有の支援対象ともいうべき、セクシ ュアリティにかんする生活問題を抱える利 用者 / 入所者は依然として多いことが明ら かになった。インタビューに協力してくれた 支援者たちは、ロ々に「DV の背景に性暴力の 問題がある」「DV で婦人保護施設に入ってこ られる人で、性風俗で働いていたという人が 結構いる」と語った。支援者の一人は、一時 保護の利用者に子どもがたくさんいる場合 には、利用者が性暴力被害にあっていること を疑うという。また、夫との出会いが風俗店 で、客とセックスワーカーというかかわりか ら始まって結婚に至ったとか、バタラーであ る夫との生活を経済的に支えるためにやむ なく風俗店で働いたといった事例が少なく ない。既存のデータを裏付けるように、性風 俗と貧困とのかかわりも指摘された(低学歴 で特別なスキルを持たない利用者が、比較的 高い収入を得られる仕事を求め、結果的に性 風俗で働くことになるというパターン)。ま た、知的障害をもつ利用者がセクシュアリテ ィの課題を抱えている事例については、今回 インタビューに応じてくれた全ての支援者 が語った。知的障害者のセクシュアリティに かんする問題は、次節で示すごとく、婦人保 護施設での実践において「ケアとコントロー ル」が共存する典型的な例であると思われる。

4-3 知的障害をもつ利用者へのケアとコ ントロール

支援者たちは、知的障害をもつ利用者 / 入 所者が、総じて強いジェンダー規範を内面化 しており、性別役割分業に基づく近代家族を 理想としている場合が多いと語った。支援者 によれば、そのことは必ずしも本人の信念や 選択の結果ではなく、TV などのメディアによ って流される家族や夫婦の姿を無批判に受 け止めた結果なのだという。ある入所者は結 婚や「子どもを持つこと」に憧れ、出会い系 サイトで知り合った男性と交際を始めるも、 性暴力被害に遭ってしまう。支援者は知的障 害をもつ入所者のジェンダー規範意識(ここ では、性別分業を行い男性に養ってもらうこ とを是とすること)を変えることは困難だと 認識している。むしろ男性との出会いを求め て、出会い系サイトを利用すること、危険な 状況にもかかわらずセックスに至るといっ た利用者の「短絡」的な行為が改善されるべ きと捉え、彼女らに恋人とはどのような人の ことをいうのか、結婚や家庭生活の意味、子 どもを持つことの意味や安全な性行為の方 法などを丁寧に伝えることによって、知的障 害をもつ利用者の多くが目標とする「家族の 形成」という希望を叶えられるような支援を 行っている。ここでは、本人の利益と(性暴 力を根絶させるという)社会の利益とを調停 するという意味で、ある種のコントロールが ケアと一緒に行われている。前述したような 「出会い系サイトでの恋人探し、不特定多数 の男性との性交渉」は、従来性的逸脱として 括られていた行為であるが、支援者たちは 「逸脱」という言葉を使うことを避けていた。 しかし、それが婦人保護施設での研修の効果 なのか、施設長のスタンスを投影したものな のか、支援者個人のジェンダー規範意識に関 わることなのかは、今回の調査で充分に明ら かにできなかった。

4-4 利用者観、支援の課題、軋轢、ジレン マ

以下では、4の冒頭に掲げた項目の に かんして整理する。支援者たちは総じて売春 防止法が女性差別的な性格を持っていると 認識しており、そのせいもあってか、利用者 /入所者を「性的逸脱」者であるとも、道徳 的に劣った存在であるとも見なさず、売春行 為をも含む性風俗業に従事することを「一概 に悪いとは思っていなくて、そうせざるを得 ない社会の仕組みがある」(支援員、入職 7 年目)、「セックスワークで生きていくってい うのは、アリだと思っている」(同、入職 6 年目)と述べた。その一方で、「何かそこ(性 風俗業)に望んで行く人を見ると、何かそこ に行かん方がいい(と思う)」(同、入職 19 年目)、「話を聞いているとやっぱり早い(= 早く辞める)に越したことはない」(同、入 職 10 年目)という語りもあり、多くの支援 者が「生きていくために性を売ることは仕方 がないけれど、だからといって積極的に勧め られるような仕事ではない」と受け止めてい ることがうかがえる。利用者についても、「い ろいろな事情があってそうせざるを得なか った人」、「どの(支援)制度にも乗らない」 「はざまの人たち」といった捉え方がなされ、 彼女たちの脆弱性が強調される語りが多か った。

筆者の調査範囲内においては、利用者 / 入 所者がジェンダー規範からの逸脱者だとい う単純な見方や、旧来のステレオタイプ的な 売春「婦」観を持つ支援者はもはや駆逐され たかのように見えた。しかし、売春をするこ と/性風俗業に従事することを必ずしも非 としないという支援者のスタンスは、低学歴 や貧困などのためにその仕事を「やむをえず やった」というシチュエーションを前提とし て成立している。支援者の多くは、その語り において、売春を含むセックスワーク・性風 俗業自体を頭から否定はしなかったものの、 積極的に肯定もしなかった。そのような仕事 は危険であるのみならず、従事者の自己肯定 感を下げ、「心とからだがバラバラに」なり、 「自分を大切にしない」ことであるとともに 他者にも「大切にされない」仕事であると見 なす声のほうが支配的であった。支援者たち は、一部のセックスワーカーが自分たちの仕 事を「サービス業」と捉え、労働者としての 権利を主張する活動を行っていることを承 知しているし、また、「売る・売らないは私 が決める」という性的自己決定権の主張があ ることも充分に理解していると思われる。し かし、婦人保護施設に入所してくる女性たち のなかには、性風俗で働くことによって疲弊 してしまった人びとが多く含まれることと、 「性」を売るという仕事にまとわりつくステ ィグマが払拭されないことが、支援者たちの 語りに繰り返し現れる「仕方なかった」「や むをえずやった」という弁明的(?)なフレ ーズや、売春や性風俗そのものに対する微妙 な態度につながっているものと思われる。

支援の課題として挙がってきたものは、 こうした支援者たちの意識を反映している。 少数派であるが「セックスワークはアリ」と 述べた支援者は、婦人保護施設入所に至る前 の、セックスワーカーのニーズに適った支援 が必要だと述べる。この支援者は、「行政が 目指している、『売春なんて(許されない)』 っていう方向性と、現場の風俗の人たちがつ ながってない(のが問題だ)。」という。他の 支援者は、売春自体が社会からなくならない なかで支援をすることの限界や、PTSDに苦し む性暴力被害者のケアなど、非常に高い専門 性が求められるようなことをどこまで婦人 保護施設でやっていくべきなのかといった 疑問について語った。 結局のところ、婦人保護施設の実践におけ る最大のジレンマは、そもそも「売春・性風 俗」を支援者はどう捉えるべきかという問題 が根本的には解決していないために、誰のニ ーズにどう応えるべきなのかということが 曖昧になり、ひいては婦人保護施設の目指す 将来像が不明瞭になってしまうところにあ るように思われる。

【文献】

伊藤文人「新時代のソーシャルワーク」児島 亜紀子・伊藤文人・坂本毅啓編『現代社会と 福祉』2015、東山書房。

5.主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

<u>児島亜紀子</u>、倫理としてのヴァルネラビリティ、『関西社会福祉研究』査読無(依頼原稿) 第1号、2015、pp.19-30

<u>児島亜紀子</u>、「顔」への応答を起点とする正 義: ソーシャルワーク論とレヴィナス思想 の交錯、『社会問題研究』、査読無、第 63 巻、 2014、pp.39-52

<u>児島亜紀子、対人援助の倫理:3つの視点から、『要約筆記問題研究』、査読無(依頼原稿)</u> 第 25 号、2014、pp.31-38 児島亜紀子、2013年度学界回顧と展望:理

<u>2013</u> 年度子介回顧と展呈・理 論・思想部門、『社会福祉学』、査読無(依頼 原稿)第55巻3号、2014、pp.118-129 <u>松田博幸</u>、当事者の手によって作り出され たクライシス対応アプローチ、ゆうゆう、査 読無、No.68、2014、pp.44-47

〔学会発表〕(計2件)

山中京子、連携・協働(コラボレーション) 教育を大学教育に位置づける - 大阪府立大 学におけるその現状と課題、日本社会福祉学 会第 63 回秋季大会、2015 年 9 月 19 日、久留 米大学(福岡県)

松田 博幸、ソーシャルワーカーが自らの生 の過程と向き合う専門性、日本社会福祉学会 第 61 回春季大会シンポジウム「当事者と向 き合う専門性とは何か」、2013年5月26日、 東洋大学 白山キャンパス(東京都)

〔図書〕(計5件)

<u>児島亜紀子</u>・石倉康次・伊藤文人監訳、サラ・ パンクス著、法律文化社、ソーシャルワーク の倫理と価値、2016、321(発行確定) <u>児島亜紀子、ミネルヴァ書房、社会福祉実践</u> における主体性を尊重した対等な関わりは 可能か:利用者 援助者関係を考える、2015、 267(2-26、27-45、263-264) <u>松田 博幸</u>他、ミネルヴァ書房、社会福祉実 践における主体性を尊重した対等な関わり は可能か:利用者 援助者関係を考える、 2015、267(123-150) <u>山中京子</u>他、ミネルヴァ書房、社会福祉実 践における主体性を尊重した対等な関わり は可能か:利用者・援助者関係を考える、2015、 267(97-122) <u>松田 博幸</u>他、NPO 法人 SAN Net 青森、グル ープホームという生きるかたち:ともに語り、 暮らしあう試み、2014、140(12-37)

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6.研究組織

(1)研究代表者
児島 亜紀子(KOJIMA, Akiko)
大阪府立大学・人間社会学部・教授
研究者番号:40298401

(2)研究分担者

松田 博幸 (MATSUDA, Hiroyuki) 大阪府立大学・人間社会学部・准教授 研究者番号: 30288500

山中 京子(YAMANAKA, Kyoko) 大阪府立大学・人間社会学部・教授 研究者番号:50336814